

京都大学は、2006年度、環境配慮活動に関する五つの柱を打ち出しました。ここでは、京都大学の環境マネジメントシステムに関する最新の活動について紹介します。

環境管理体制の構築

京都大学として初めての環境報告書が昨年公表されました。それに伴い、環境負荷データの整備の進展や、関係者の意識の変化といったことが起こる一方で、環境目標の設定などを含むPDCA (Plan/Do/Check/Action) サイクル確立の遅れが指摘されるようになってきました。京都大学環境報告書2006ステークホルダー委員会からも「環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクル及び

運営体制を明確にすること」との提言を受けています。そこで、京都大学では、京都大学らしい環境マネジメントシステムの確立を目的とした「環境目標管理システム推進検討ワーキンググループ」(以下、EMS-WGという)を設置しました(図11参照)。環境マネジメントを推進するためには、全学と部局レベルでの取り組みが必要であり、また目標計画設定と運用の両方が求められることから、EMS-WGは

大部局・事業所の研究科長や実務担当者、また文理系の環境関連研究者を含む23名の混成チーム(代表:大寫幸一郎環境安全保健機構長)としています。まずは全学的な見地から、実務的に展開可能な環境目標と実施計画を立案することを目指しました。

また、環境マネジメントシステム構築を担当する事務組織として、環境安全衛生部を新たに立ち上げています。

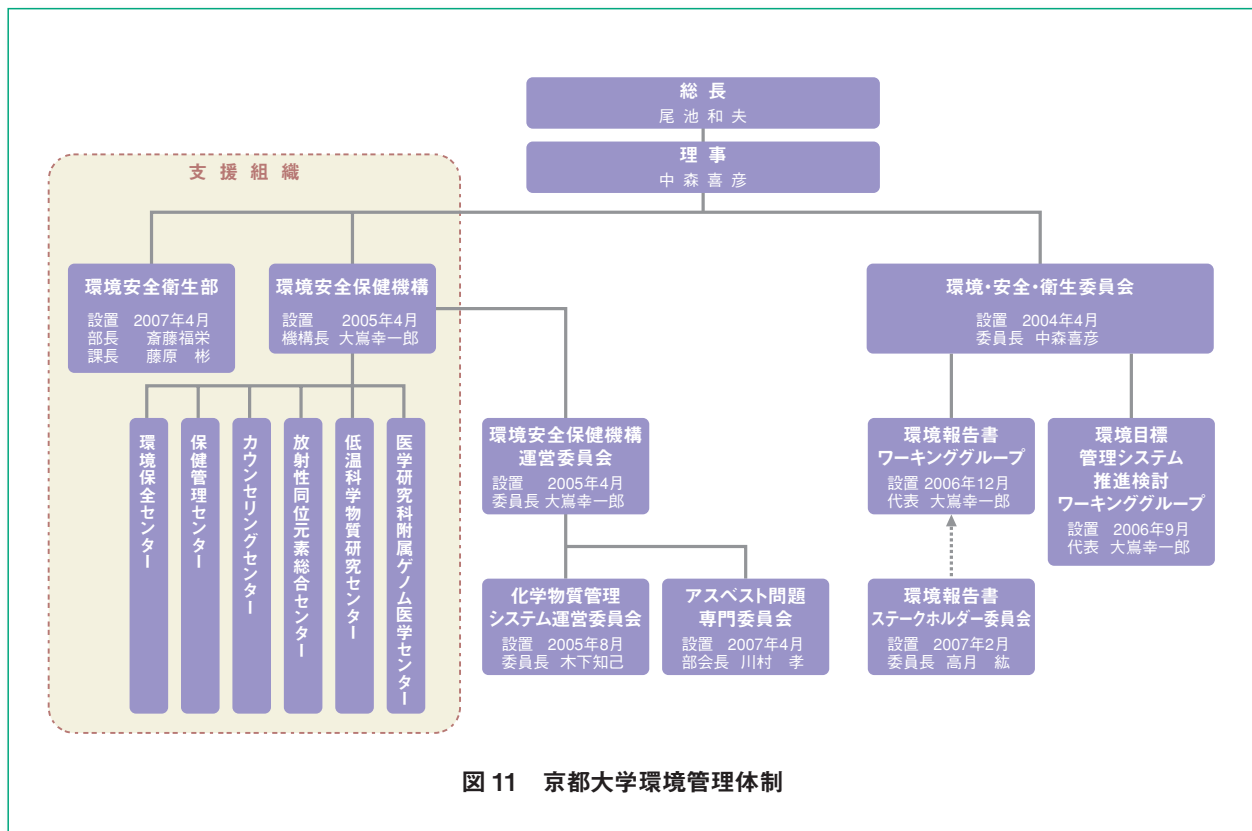


図11 京都大学環境管理体制



目標・目的・実施計画の立案

EMS-WGでは、整備されつつある環境負荷データを利用して、環境側面（環境に影響を与える事業活動の要素）を抽出することから取り組みました。しかし、大学では様々な活動が行われており、すべての環境側面を定量的に把握することは容易ではありません。そこで、優先的に取り組むべき環境側面として発生の可能性及び環境影響を勘案したうえで、次の5点を打ち出しました。

1. 環境側面全体の環境情報を継続的に把握・検証

学内環境負荷データの整備が進んだとはいえ、信頼性の点においてまだ不十分な面があります。特に信頼性を高めるべき化学物質と廃棄物のデータ検証を進めます。

2. エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガスは、その影響や社会的責任、社会的背景を考慮して最優先課題に位置付けました。

3. 廃棄物による環境負荷の低減

廃棄物・リサイクル対策は構成員の環境意識環境に与える影響が大きく、また大学の管理体制が十分に確立されていないため、将来的な方策の理念を見据えたうえで対策を進めることにしました。

4. 化学物質の安全・適正管理の推進

化学物質管理システム(KUCRS)の加入率100%を目指すとともに、環境負荷低減計画の検討を推進します。

5. 環境に関するコミュニケーションの推進

環境安全教育のカリキュラム化を推進するとともに、教職員向けコミュニケーション体制を構築します。

以上の5点及びその他の環境側面について、図12のようにコンセプトを整理したうえで具体的な目的・目標を審議しました。その結果が表8です。これらの計画に基づいて2007年度は環境活動を展開していきます。

	安全項目	環境項目
があるもの (法的)基準	1 環境基準対応型 (ハードル型)	3 最善技術対応型 (トップランナー型)
がないもの (法的)基準	2 危機管理型 (リスクマネジメント型)	4 理念誘導型 (バックキャスト型)
	5 情報収集(初期調査)段階	

図12 目標設定における考え方

1.環境基準対応型(ハードル型)

- ①環境基準等が定められている項目については、この達成のための各種排出基準値を遵守する
- ②作業環境としての配慮が必要な項目については、該当基準値を遵守する
- ③環境基準・作業環境基準等が未設定の項目については、自主的基準値を設定し、これの達成を目標化し、遵守する

2.危機管理型(リスクマネジメント型)

- ①有害物質を高濃度を含む可能性のある物の適正管理・処理に係る管理(マニフェスト)体制・目標を設定し、遵守する
- ②有害物質の代替可能性等を検討する
- ③研究や実験、調査等による事故を削減する

3.最善技術対応型(トップランナー型)

- 現時点で技術的・経済的に入手可能な最良技術(BAT)を用いて、環境負荷を削減する

4.理念誘導型(バックキャスト型)

- 国内・国際的動向及び学術的認識に照らして、京都大学にふさわしいあるべき姿(理念)を定め、これを達成するための段階的な中間目標を設定する

5.情報収集(初期調査)段階

- いずれ、1-4の考え方に基ついで目標・計画を立てるべきと考えられるが、現段階ではそのための基礎データがないため、調査が必要と考えられる。

教育・訓練の実施

法令遵守体制がこれまで十分に機能しているとはいえないという反省から、2006年度は環境関連法令の遵守体制整備に焦点を絞って職員の教育を実施しました。法が要求する事項や届出の項目、さらにデータの取り扱い方法について集中的に解説

しました。講習には環境管理担当事務職員など65名が参加しました。次年度以降は事務担当職員のほか、廃棄物管理担当者等、業務の幅を広げた講習を計画しています。